

令和3年度 林業労働力強化対策事業企画運営委員会の審査選考に伴う意見を踏まえた総評
(第5次審査)

■本事業の趣旨

本事業は、体質強化計画に参画する林業経営体等を対象に、安全衛生装備・装置の導入及び安全衛生に関する研修の経費補助を行って、安全で衛生的な働き方改革を実践する職場づくりを支援して、林業労働力の確保に向けた取り組みを推進するものです。

安全で衛生的な職場環境の確保に向けた取り組みは、現場技能者や地域の林業経営体が必要とする安全衛生装備・装置の導入と、林業労働安全衛生に関する研修の実施をセットとして行います。

なお、本総評は令和4年8月22日から令和4年10月28日まで交付申込を受け付けた第5次募集結果です。

■取り組み事業

1) 事業の取り組み

本事業は新規導入における製品選択や、新たな取り組みの推進であり、既に導入使用している安全衛生装置・装備の消耗に伴う補充や入れ替えは補助対象外とする。

2) 複数メーカーの防護ブーツ導入に伴う製品の比較検討について

導入個数が多い防護ブーツは、複数のメーカーのブーツを導入して、製品ごとに指定書式アンケートで各製品の良否を比較検討すること。

3) 防護長靴の導入について

本事業のこれまでの導入補助において、防護長靴の評価は低いことから、防護ブーツの導入も検討課題とすること。

4) 一般用ヘルメットの導入について

フェイスガード・イヤーマフなどの安全衛生装備・装置が未装備のヘルメットの導入は原則補助対象外。用途及び安全衛生装備などの付属品の確認が取れた場合のみ補助対象とする。

5) スノーシューの導入について

スノーシューは林業の安全衛生装備・装置とは判断できないので補助対象外とする。

6) GNSS機器の導入について

GNSS機器は測量機材であり、林業の安全衛生装備・装置として明らかな説明が示されない場合は補助対象外とする。また、安全衛生装備・装置として導入した場合には、実績報告書で使用実態と安全衛生の関係について報告すること。

7) バッテリーチェーンソーの導入について

バッテリーチェーンソーの導入にあたっては、実績報告書で使用実態を報告すること。

8) 無線機の導入について

ファナーのBT-COM及びFODSPORTS (M1-S Pro) 無線機は、相互通話可能な台数が限られるため、複数台の導入を行う場合には使用方法を明らかにし、指定書式アンケートで製品の通話性や維持管理について報告すること。

デジタル同時通話簡易無線機 (BRIDGECOM X10)、緊急・災害用無線機設備(テレネットハザードトークM1)など、新たな無線システムの導入にあたっては、実績報告書で使用実態を報告すること。

なお、無線システムの登録局申請費と申請手数料は補助対象外とする。

■研修計画について

事業は国庫補助による安全衛生装備・装置の導入と普及をとおして、地域の林業労働災害の撲滅を目的としている。また、導入する安全衛生装備・装置の地域への普及啓発が事業の目的の一環である。

このため、安全衛生装備・装置を活用した研修会の開催は、研修内容を明らかにして、地域の多くの林業経営体や行政機関の参画を得て開催するよう検討すること。